

第IV部

個別の意匠登録出願

第IV部.....	1
第1章 画像を含む意匠.....	1
1. 概要.....	1
2. 画像を含む意匠の審査における基本的な考え方	1
3. 意匠法の保護の対象となる画像	2
3.1 画像意匠	2
3.2 物品等の部分に画像を含む意匠	4
3.2.1 物品の部分としての画像を含む意匠	4
3.2.2 建築物の部分としての画像を含む意匠	5
4. 画像を含む意匠の意匠登録出願における願書及び図面等の記載事項.....	6
4.1 画像意匠 の願書及び図面等	6
4.1.1 「意匠に係る物品」の欄の記載.....	6
4.1.2 「意匠に係る物品の説明」の欄の記載.....	7
4.1.3 「意匠の説明」の欄の記載.....	7
4.1.4 図面等の記載	7
4.2 物品等の部分に画像を含む意匠 の願書及び図面等	9
4.2.1 「意匠に係る物品」の欄の記載.....	9
4.2.2 「意匠に係る物品の説明」の欄の記載.....	9
4.2.3 「意匠の説明」の欄の記載.....	9
4.2.4 図面等の記載	10
5. 一意匠一出願の要件に係る考え方	10
5.1 「意匠に係る物品」の欄の記載における一意匠の考え方	11
5.1.1 画像意匠 の場合	11
5.1.2 物品等の部分に画像を含む意匠 の場合	11
5.2 図面等の記載における一意匠の考え方	11
5.2.1 意匠ごとに出願されていないものの例	11
5.2.2 図面等に、二以上の異なる画像を含む意匠が表されている場合の一意匠の 判断における考え方	12
5.2.3 一意匠と取り扱う、分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」... 12	
5.2.4 変化する画像	13
5.2.4.1 同一の機能のためのものであること	14
5.2.4.2 形状等の関連性があること	15

5.2.4.3	一意匠と取り扱わないものの例	20
5.3	画像を含む意匠に関する一意匠一出願の例外	23
6.	画像を含む意匠の登録要件	23
6.1	工業上利用することができる意匠であること	23
6.1.1	工業上利用することができる 画像意匠 であること	23
6.1.1.1	意匠法上の 画像意匠 と認められるものであること	24
6.1.1.2	意匠が具体的なものであること	24
6.1.1.3	工業上利用することができるものであること	26
6.1.2	工業上利用することができる、 物品等の部分に画像を含む意匠 であること	26
6.1.2.1	意匠を構成するものであること	26
6.1.2.2	意匠が具体的なものであること	28
6.1.2.3	工業上利用することができるものであること	29
6.1.3	意匠を構成する「画像」とは認められない画像	29
6.1.4	コンテンツ表示部分を含む画像の扱い	29
6.2	新規性を有すること	30
6.2.1	公知資料に掲載された物品又は建築物の表示部等に画像が表されている場合の扱い	30
6.2.2	画像を含む意匠の類否判断手法	31
6.2.2.1	両意匠の意匠全体の用途及び機能が同一又は類似であること	32
6.2.2.2	両意匠の意匠登録を受けようとする部分の用途及び機能が同一又は類似であること	37
6.2.2.3	両意匠の意匠登録を受けようとする画像及び物品等の部分の形状等が同一又は類似であること	37
6.3	創作非容易性を有すること（容易に創作をすることができたものでないこと）	37
6.3.1	画像を含む意匠の創作非容易性の判断主体	37
6.3.2	画像を含む意匠の創作非容易性の判断に係る基本的な考え方	38
6.3.2.1	画像を含む意匠の分野におけるありふれた手法の例	38
6.3.2.2	画像を含む意匠の分野における軽微な改変の例	39
6.3.2.3	当業者の立場から見た意匠の着想の新しさや独創性について	39
6.3.2.4	創作容易な意匠の事例	39
6.3.3	変化する画像の創作非容易性の判断	48
6.4	先願の一部と同一又は類似する意匠ではないこと	49
7.	先願の意匠と類似するものでないこと	50

第2章 建築物の意匠	1
1. 概要	1
2. 建築物の意匠の審査における基本的な考え方	1
3. 意匠法上の建築物	1
3.1 意匠法上の建築物に該当するための要件	1
4. 一意匠一出願の要件に係る考え方	2
4.1 意匠に係る物品の欄の記載における一意匠の考え方	2
4.2 図面等の記載における一意匠の考え方	2
4.3 建築物又は土地に固定したもの等が表されている場合の一意匠の考え方	3
4.4 建築物に一時的に配置するもので、任意に動かすことができるものが表されている場合の一意匠の考え方	4
4.5 意匠法上の意匠に該当しないものが表されている場合の一意匠の考え方	4
4.6 建築物に画像が表されている場合の一意匠の考え方	5
4.7 建築物に照明器具を点灯させることによって生じる模様又は色彩が表されている場合の一意匠の考え方	5
4.8 形状、模様又は色彩が変化する建築物の一意匠の考え方	6
4.9 建築物の意匠における一意匠一出願の例外	6
5. 建築物の意匠の意匠登録出願における願書及び図面等の記載事項	6
5.1 「意匠に係る物品」の欄の記載	7
5.2 「意匠に係る物品の説明」の欄の記載	7
5.3 「意匠の説明」の欄の記載	8
5.4 図面等の記載	8
5.4.1 必要な図	8
5.4.2 図の表示	8
5.4.3 図面中に意匠登録を受けようとする意匠以外のものを表す場合	9
6. 建築物の意匠の登録要件	9
6.1 工業上利用することができる意匠であること	9
6.1.1 意匠を構成するものであること	9
6.1.1.1 意匠法上の建築物の意匠を構成するものであること	10
6.1.1.2 意匠法における建築物に該当しないもの	10
6.1.2 意匠が具体的であること	12
6.1.3 工業上利用することができるものであること	13
6.2 新規性を有すること	13

6.2.1	建築物の意匠の類否判断における判断主体	14
6.2.2	建築物の意匠の類否判断における観察方法	14
6.2.3	用途及び機能の類否判断.....	14
6.2.4	建築物の一部に意匠を構成する自然物等が含まれている場合の形状等の評価.....	16
6.2.5	建築物の意匠の類否判断事例	16
6.3	創作非容易性を有すること（容易に創作をすることができたものでないこと）	19
6.3.1	建築物の意匠の創作非容易性の判断主体	19
6.3.2	建築物の意匠の創作非容易性の判断に係る基本的な考え方.....	19
6.3.3	ありふれた手法と軽微な改変	19
6.3.3.1	ありふれた手法の例	19
6.3.3.2	軽微な改変の例	20
6.3.4	当業者の立場から見た意匠の着想の新しさや独創性について	20
6.3.5	建築物の一部に意匠を構成する自然物等が含まれている場合の考え方 ..	20
6.3.6	創作容易な意匠の事例	21
6.4	先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠ではないこと.....	27
7.	先願の意匠と類似するものでないこと	27
8.	建築物の意匠の補正・分割	28
8.1	建築物の意匠の補正	28
8.1.1	要旨を変更するものとなる補正の種類	28
8.1.2	内装の意匠への補正	28
8.1.3	組物の意匠への補正	29
8.2	建築物の意匠の分割	29
第3章	組物の意匠.....	1
1.	概要.....	1
2.	組物の意匠の審査における基本的な考え方	1
3.	組物の意匠の審査における具体的な判断.....	2
3.1	経済産業省令で定める組物の意匠に該当すること	2
3.2	同時に使用される二以上の物品等であること	2
3.3	組物全体として統一があること	3
3.3.1	各構成物品等の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合が、同じような造形処理で表されている場合の例.....	4

3.3.2	各構成物品等により組物全体として一つのまとまった形状又は模様が表されている場合の例	7
3.3.3	各構成物品等の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合によって、物語性など組物全体として観念的に関連がある印象を与えるものである場合の例	9
4.	組物の意匠に関する意匠登録の要件等の判断	9
5.	組物の意匠の意匠登録出願に関する新規性の喪失の例外	10
6.	組物の意匠の補正	10
6.1	要旨を変更するものとなる補正の種類	10
6.2	願書の記載についてした補正の具体的な取扱い	10
6.3	願書に添付した図面等についてした補正の具体的な取扱い	11
6.4	建築物の意匠への補正	12
6.5	内装の意匠への補正	12
7.	組物の意匠の意匠登録出願に関する分割	12
7.1	組物の意匠と認められる意匠登録出願の分割	12
7.2	組物の意匠と認められない意匠登録出願の分割	13
8.	パリ条約による優先権等の主張を伴う組物の意匠の意匠登録出願	13
第4章 内装の意匠		1
1.	概要	1
2.	内装の意匠の審査における基本的な考え方	1
3.	内装の意匠に該当するための要件	1
4.	意匠ごとの出願	2
4.1	意匠に係る物品の欄の記載における一意匠の考え方	2
4.2	図面等の記載における一意匠の考え方	3
4.3	形状、模様若しくは色彩が変化する内装の意匠の一意匠の考え方	3
5.	内装の意匠の意匠登録出願における願書及び図面等の記載事項	5
5.1	「意匠に係る物品」の欄の記載	5
5.2	「意匠に係る物品の説明」の欄の記載	6
5.3	「意匠の説明」の欄の記載	7
5.4	図面等の記載	7
5.4.1	必要な図	7
5.4.2	図面中に意匠登録を受けようとする意匠以外のものを表す場合	8
5.5	特徴記載書	8
6.	内装の意匠の登録要件	8

6.1	工業上利用することができる意匠であること	9
6.1.1	意匠を構成するものであること	9
6.1.1.1	店舗、事務所その他の施設の内部であること	9
6.1.1.2	複数の意匠法上の物品、建築物又は画像により構成されるものであること	11
6.1.1.3	内装全体として統一的な美感を起こさせるものであること	13
6.1.2	意匠が具体的であること	19
6.2	新規性を有すること	20
6.2.1	内装の意匠の類否判断における判断主体	20
6.2.2	内装の意匠の類否判断における観察方法	20
6.2.3	用途及び機能の類否判断	21
6.2.4	内装の意匠の構成物の配置や数の評価	22
6.2.5	内装意匠の一部に意匠を構成する自然物等が含まれている場合の形状等の評価	22
6.2.6	内装の意匠の類否判断事例	23
6.3	創作非容易性を有すること（容易に創作をすることができたものではないこと）	28
6.3.1	内装の意匠の創作非容易性の判断主体	28
6.3.2	内装の意匠の創作非容易性の判断に係る基本的な考え方	28
6.3.3	ありふれた手法と軽微な改変	28
6.3.3.1	ありふれた手法の例	28
6.3.3.2	軽微な改変の例	29
6.3.4	当業者の立場から見た意匠の着想の新しさや独創性について	29
6.3.5	内装の意匠の一部に意匠を構成する自然物等が含まれている場合の考え方	29
6.3.6	創作容易な意匠の事例	30
6.3.6.1	置き換えの意匠	31
6.3.6.2	寄せ集めの意匠	32
6.3.6.3	一部の構成の単なる削除による意匠	33
6.3.6.4	配置の変更による意匠	34
6.3.6.5	構成比率の変更による意匠	35
6.3.6.6	連続する単位の数の増減による意匠	36
6.3.6.7	物品等の枠を超えた構成の利用・転用による意匠	37
6.4	先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠ではないこと	37

7. 先願の意匠と類似するものでないこと	37
8. 内装の意匠の補正・分割	37
8.1 内装の意匠の補正	37
8.1.1 要旨を変更するものとなる補正の種類	38
8.1.2 建築物の意匠への補正	38
8.1.3 組物の意匠への補正	38
8.1.4 内装の意匠の構成物として不適当なものを削除する補正.....	39
8.1.5 内装の意匠の構成物として適当なものを追加又は削除する補正	39
8.1.6 内装の意匠の構成物として適当なものの配置を変更する補正	39
8.2 内装の意匠の分割	39
関連規定	1